

医療救護所の設置場所の見直しについて(案)

★区民対象の医療救護所

エリア	医療救護所 (見直し前)	医療救護所(案) (見直し後)
四谷地区	四谷中学校	
筆筈地区	愛日 小学校	津久戸 小学校
榎町地区	鶴巻小学校	
若松地区	富久 小学校	余丁町 小学校
大久保地区	大久保小学校	
戸塚地区	戸塚第二 小学校	新宿西戸山 中学校
落合第一地区	落合第二小学校	
落合第二地区	落合第三小学校	
柏木地区	柏木 小学校	西新宿 中学校
角筈地区	西新宿小学校	

【医療救護所の見直しの考え方】

- ①救護スペース（トリアージスペース等）及び医療資材設置スペースを確保
- ②可能な限り、病院の近接地に設置
- ③特別出張所管内ごとに1か所を目安にしながら、区全体のバランスを配慮
- ④立地条件（幹線通りに近い等アクセスの利便性）に配慮

★昼間人口対象の緊急医療救護所

昼間人口が集中する新宿駅東口エリア・西口エリアについては、検討課題となっている。
今後、駅周辺の医療救護所については、新宿駅周辺防災対策協議会とも協議し、検討を進める。

災害時における医療救護体制について

東京都の新たな方針をふまえ、区の災害医療体制について見直すものとする。

1 東京都の新たな災害医療体制について

都では、災害医療協議会の検討結果を都地域防災計画に反映している。

(1) フェーズ区分の細分化

フェーズ区分を従来の2区分から6区分に細分化
(72時間までの超急性期が外傷治療・救命救急のピーク)

(2) 全ての医療機関の役割分担を明確化

限られた医療資源を有効活用するため、すべての病院を災害拠点病院、災害拠点連携病院、災害医療支援病院に分類。

医療救護所については、超急性期においては「緊急医療救護所」を災害拠点病院等の近接地等に設置し、以降は、健康管理や公衆衛生のため「医療救護所」を設置。

(3) 情報連絡体制の構築

東京都、二次医療圏、区に災害医療コーディネーターを設置し、各コーディネーターを中心とした情報連絡体制を再構築。

2 区の新たな災害医療体制について

都の方針を受け、区の実情に応じ、次のとおり災害医療体制を見直す。

(1) 医療救護所の設置場所の変更

10か所のうち4か所を災害拠点病院に近い学校避難所に変更する。
また災害拠点病院から遠い地区（榎町、戸塚、落合第一・第二地区）には、医療人材を厚く配置する等の対応策を別途検討する。

(2) 医療救護所の機能の明確化

超急性期（72時間）までは、医療救護所入口でトリアージを行い、重症者及び中等症者を医療機関へ搬送する。また軽症者に対しては応急処置を行う。
急性期以降は、避難者に対する健康相談、診察、服薬指導等の巡回診療を行う。

(3) 区災害医療コーディネーターの配置

災対健康部に、区災害医療コーディネーターを配置する（新宿区医師会に依頼予定）。
主に医療人材の配置調整及び活動助言、また傷病者の医療機関への受入れ調整、医薬品の配分調整等を担う。

(4) (仮称)災害医療救護支援センターの設置

区民健康センター跡地の複合施設に、医療救護活動を支援するための「医療救護活動拠点」を整備する。地下1階に医薬品備蓄保管庫を設置し、医薬品の「供給拠点」とする。また医療チーム等の宿泊を想定した待機施設、またミーティング場所として、医療情報・活動の集約、在宅療養支援等の状況に関する情報交換などを行う。
なお、開設予定の平成26年6月以降の発災時には、区災害医療コーディネーターは、当センターに参集し、健康部職員と共に、災害時の医療活動をバックアップする。

(5) 昼間人口対象の緊急医療救護所の設置（検討中）

新宿駅東口・西口エリアに緊急医療救護所を設置することを検討中。